

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

平成 26 年 3 月 26 日

財 政 部
市 民 部

1 改正の趣旨

第 186 回通常国会において可決、成立した「地方税法等の一部を改正する法律」について、公布された際に盛岡市市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正を予定するものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

- ア 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の期間を平成 30 年度まで延長する。
(現行：平成 27 年度まで)
- イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の期間を平成 29 年度まで延長する。(現行：平成 26 年度まで)

(2) 固定資産税関係

- ア 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の対象となる事業用償却資産に係る課税標準の特例割合を次のとおり定める。
 - (7) 公共の危害防止のために設置された汚水又は廃液処理施設で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得したもの 評価額の 3 分の 1（改正地方税法による参酌割合）
 - (4) 公共の危害防止のために設置された大気汚染防止法による指定物質排出抑制施設及び土壌汚染対策法による特定有害物質排出抑制施設（テトラクロロエチレン系溶剤及びフッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置）で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得したもの 評価額の 2 分の 1（改正地方税法による参酌割合）
 - (7) 浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に規定する浸水防止計画に基づき浸水の防止を図るために取得する浸水防止用設備で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得したもの 評価額の 3 分の 2（改正地方税法による参酌割合）
 - (エ) ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得したもの 評価額の 4 分の 3（改正地方税法による参酌割合）

合)

- イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の改正に伴い耐震診断が義務付けられる建築物で、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に改修が行われたものに係る固定資産税の減額措置（※）の創設に伴う当該減額措置の適用を受けようとする対象家屋の所有者からの申告手続きを定める。

※減額措置 改修工事完了年の翌年度から2年度分、当該家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する金額を減額する。

(3) 国民健康保険税関係

- ア 後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を次のように改める。

区分	改正前	改正後
医療給付費分	51万円	変更なし
後期高齢者支援金等課税額	14万円	16万円
介護納付金課税額	12万円	14万円

- イ 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大する。

※前年の所得が基準以下の世帯に対しては、均等割額と平等割額が軽減される。

- (7) 5割軽減の拡大—現在、2人以上の世帯が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
$33\text{万円} + 24.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} - \text{世帯主})$	$33\text{万円} + 24.5\text{万円} \times \text{被保険者数}$

- (4) 2割軽減の拡大—軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
$33\text{万円} + 35\text{万円} \times \text{被保険者数}$	$33\text{万円} + 45\text{万円} \times \text{被保険者数}$

※7割軽減は現行の33万円で改正なし。

- (4) その他 必要な規定の整備を行う。

3 施行期日 平成26年4月1日